

「3つのタイプから選べる」新たな保障体系の導入について ＝ 4つの『生活保障』新特約発売 ＝

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 松尾 憲治)は、2011年9月26日から、医療費リンクシリーズでご好評いただいている「ライフアカウント L.A.」について、「がん、生活習慣病、身体障がいや要介護状態」などの重い病気やケガになった場合の「生活保障」としてご準備いただける、4つの新特約を発売します。

従来の特約は「生活保障」と「死亡保障」の機能が一体となっていました。新特約では、これを分離することで「生活保障」と「死亡保障」の必要保障額に対する自在性が向上し、ライフスタイルにより異なるお客さまニーズへ柔軟に対応することができます。これにあわせて、社会保障制度のご説明と必要保障額のシミュレーションを行なったうえで、お客さまニーズに応じて保障のバランスを「3つのタイプ」からお選びいただく新たなコンサルティング提案を展開します。

なお、病気やケガで日常生活に支障をきたすような場合、一生涯の年金でその後の生活を保障する新特約「生活サポート終身年金特約」は、業界初(※1)の「身体障害者福祉法(身体障害者手帳)」に一部連動した支払事由とする等、公的制度との連動性を高めることで「保障のわかりやすさ」と「ご請求のわかりやすさ」を実現します。また、ご契約者さま専用「障がい相談サービス」を新たに展開し、お客さまが障がい状態になられた場合のサポート体制も充実します。

今後も、「お客さまにわかりやすく、安心感のある商品」のいっそうの充実に取り組んでまいります。

主なポイント

- 1** **がん、生活習慣病(※2)、身体障がいや要介護状態等に備える「生活保障」と、万一のときに備える「死亡保障」を別々にご準備いただけ、「3つのタイプ」からお選びいただけます！**
～がん治療保障特約、6大疾病保障特約、新・介護保障特約、生活サポート終身年金特約(※3)を新発売～

- ・「生活保障」と「死亡保障」を分離することで、重い病気やケガなどで保険金をお支払いした場合でも「死亡保障」が減少しないため、お客さまの必要保障額を確実にご準備いただけます。
- ・入院中の治療費の自己負担に応じて保障する「医療費リンクシリーズ」に加えて、お客さまのライフスタイルやライフステージにあわせた「生活保障」と「死亡保障」のバランスを、「ご家族への責任」重視タイプ・ベーシックタイプ・ご自身の生活保障重視タイプの「3つのタイプ」からお選びいただけます。

- 2** **新発売の「生活サポート終身年金特約」は、「身体障害者手帳の交付を受けたとき 業界初(※1)」や「公的介護保険制度の要介護状態に該当すると認定されたとき」など、所定の「日常生活制限状態」に該当した場合に「一生涯の年金」をお支払いします！**

- ・病気やケガで「肢体不自由または胸部腹部臓器(内臓)の機能障害により1・2級の身体障害者手帳の交付を受けたとき」や、「公的介護保険制度に基づき要介護3・4・5の状態に該当すると認定されたとき」などの「日常生活制限状態」に該当した場合に、長期の療養費や生活資金等として「一生涯の年金」をお支払いします。

- 3** **身体障がいに関する電話相談を受け付ける、ご契約者さま専用新サービス「障がい相談サービス」を展開します！**

提供：明治安田システム・テクノロジー(株)ウェルネスケア・ネットワーク事業部門

- ・身体障がいに関するご相談に、専門のケースワーカーが応対する無料電話相談サービスを新たに展開します。
- ・最先端の回復期リハビリテーションをはじめとしたリハビリテーション施設の紹介や、障がい者向けサービスの紹介、障がい者サポート・患者会の紹介等の情報を提供します。

(※1) 2011年8月時点当社調べ。

(※2) 急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変による所定の状態です。

(※3) 新特約「生活サポート終身年金特約」は、「明日のミカタ」や「元気のミカタ」にも付加できます。

1. 開発の背景

少子化や非婚・晩婚化の進展にともない、お客さまが生命保険でご準備される死亡保障額は減少傾向にある一方、がんや生活習慣病などの重い病気やケガに対する保障をご準備される方は増加傾向にあります。また、お客さまのライフスタイルやライフステージにより重視する保障のバランスは異なり、お客さまごとに異なる必要保障額に柔軟にお応えすることがますます重要となります。

こうした状況にくわえて、2012年1月の生命保険料控除制度改正をふまえ、がんや生活習慣病などの「生活保障」を重視するお客さまにより柔軟なご提案を実現するため、「死亡保障」を分離した4つの「生活保障」新特約を発売します。

3大疾病保障等への加入状況

重い病気やケガとなった場合の保障に加入するお客さまが増加しています。

保障の種類	2000年	2009年
3大疾病の保障(※1)	39.3%	41.0%
疾病障害の保障(※2)	14.7%	16.2%
要介護状態の保障(※3)	6.9%	13.7%

* いずれも民間生命保険会社加入到加入している世帯における世帯加入率の推移です。

(※1)がん、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病により所定の状態となったときの一時金保障

(※2)高血圧症、糖尿病、慢性腎不全等で所定の状態となったときの一時金保障

(※3)寝たきりや認知症で介護が必要となったときの一時金や年金保障

出典:生命保険文化センター「平成21年度 生命保険に関する全国実態調査」

最も力を入れたい保障準備

お客さまのライフスタイルの多様化により、「医療」「介護」「死亡」のいずれの保障を重視するかが異なっています。

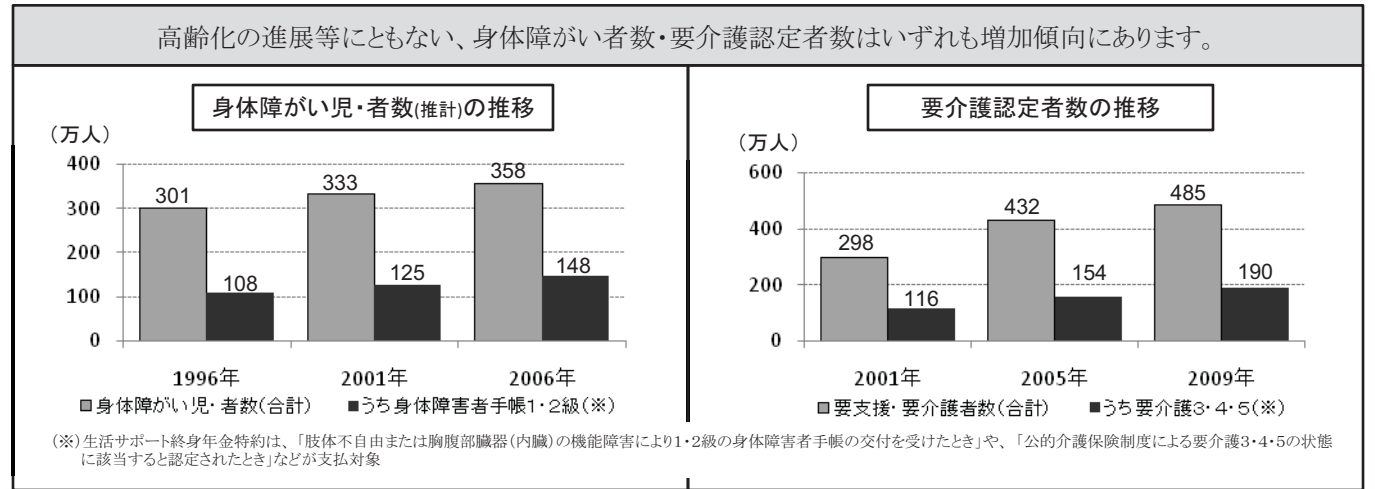
			医療保障	介護保障	死亡保障	老後保障	特にないわからない
男性	既婚	未婚	32.6%	5.5%	14.2%	16.8%	30.8%
		子供なし	27.2%	6.0%	27.8%	23.2%	15.9%
		末子が小学生	20.1%	4.0%	52.3%	16.8%	6.7%
		子離れ(※)	15.8%	8.8%	20.8%	35.4%	19.2%
女性	既婚	未婚	36.2%	4.3%	13.1%	13.7%	32.8%
		子供なし	32.7%	11.8%	3.9%	32.7%	19.0%
		末子が小学生	33.8%	8.8%	19.6%	18.8%	19.2%
		子離れ(※)	26.3%	20.1%	6.8%	23.2%	23.7%

(※) 子供はすべて卒業して既婚

出典:生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

なお、高齢化の進展にともない、身体障がい者や要介護者は年々増加傾向にあることや、非婚やDINKSの増加を背景に、身体障がいや要介護状態等の「日常生活制限状態」における「生活保障」の必要性が今後さらに高まると考えられます。新特約の1つとして発売する「生活サポート終身年金特約」は、こうした状態となった場合に一生涯の年金で長期の療養費や生活資金をサポートする特約として開発しました。

身体障がい者数および要介護者数の推移



出典:厚生労働省「身体障害児・者数実態調査結果」

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

<生命保険料控除制度改正について>

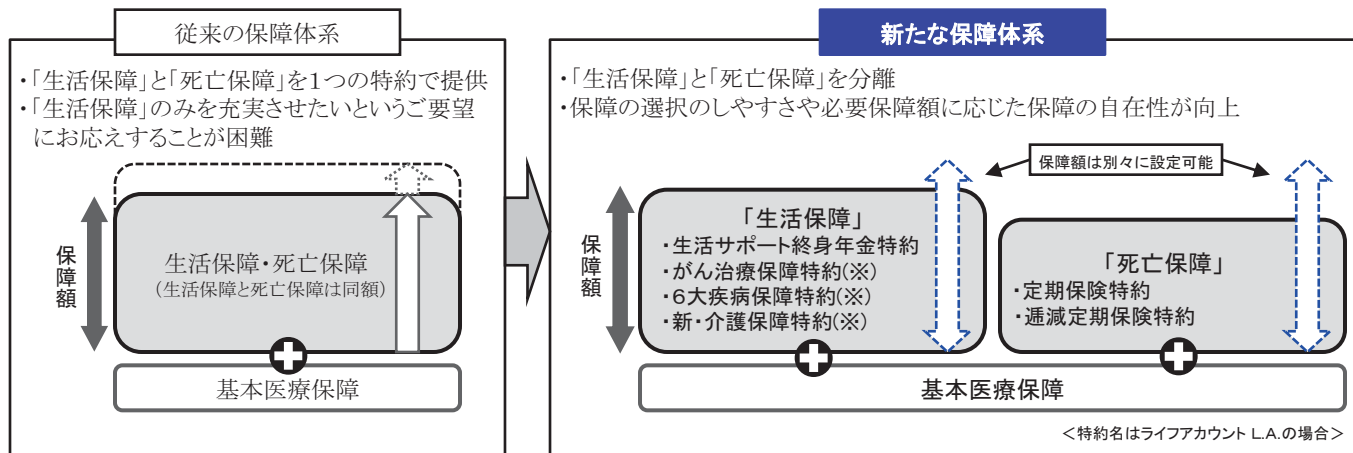
2012年1月1日以降に締結した保険契約は、現行の「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に加えて、介護・医療保障については新設される「介護医療保険料控除」の対象となります。

なお、今回発売する4つの新特約はいずれも新設される「介護医療保険料控除」の適用対象となります。

2. 主な特徴

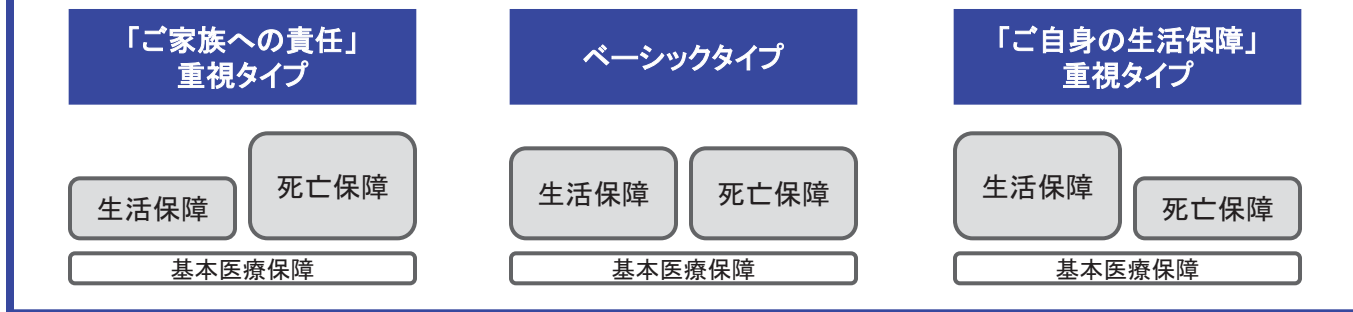
ポイント① 新たな保障体系の導入

- ・重い病気やケガに備える生活保障として、「生活サポート終身年金特約」「がん治療保障特約」「6大疾病保障特約」「新・介護保障特約」が対応します(ライフアカウント L.A.の場合)。
- ・お客さまのライフスタイルやライフステージにあわせて、「ご家族への責任」重視タイプ・ベーシックタイプ・「ご自身の生活保障」重視タイプの「3つのタイプ」からお選びいただけます。



ライフスタイルやライフステージにあわせてタイプを選択

お客さまニーズに応じて 「3つのタイプ」からお選びいただけます



(※)「がん治療保障特約」「6大疾病保障特約」「新・介護保障特約」は、既存の「がん治療保障定期保険特約」「6大疾病保障定期保険特約」「新・介護保障定期保険特約」から死亡保険金および高度障害保険金を除外した特約

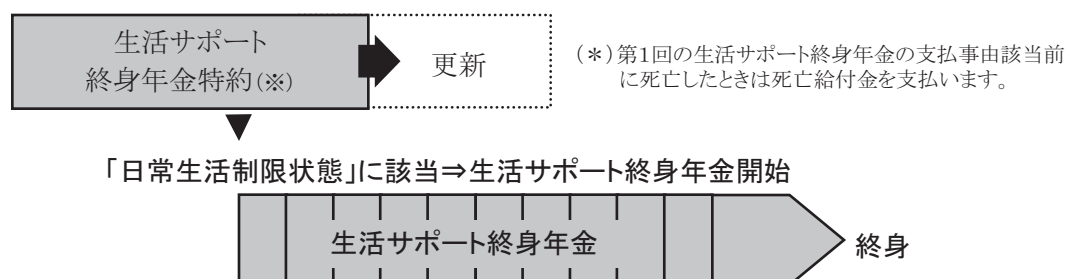
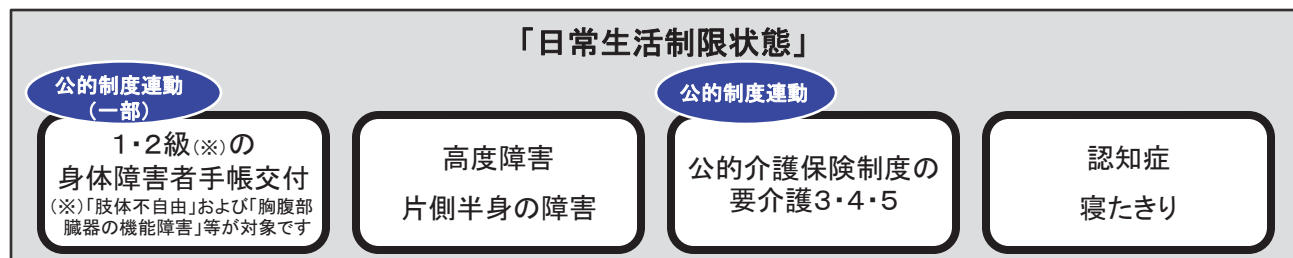
新たな保障体系にあわせた提案スタイルの導入について

当社は、MYライフプランアドバイザー(営業職員の呼称)によるお客さまへの情報提供の充実を図っており、「社会保障制度ご説明ブック」とお客さまごとに必要な保障額をシミュレーションする「あなたの必要保障額プラン」による情報提供を行なったうえで、お客さまがご希望する保障内容や保障金額を「ご要望お伺いシート」で確認し、ニーズにあわせた商品をご提案する活動を行なっています。

今回「新たな保障体系」の導入にともない、従来の提案書類を刷新するとともに、病気やケガ等のリスクと保障の必要性について、さらに理解を深めていただくための「総合保障カタログ」をご用意し、「生活保障」と「死亡保障」のバランスが異なる「3つのタイプ」から、お客さまのライフスタイルやライフステージに応じた保障をお選びいただく新たなコンサルティング提案を行なってまいります。

ポイント② 生活サポート終身年金特約の発売

- ・重い病気やケガなどにより、所定の「日常生活制限状態」となった場合に一生涯の年金をお支払いします。
- ・公的制度との連動により、「保障のわかりやすさ」と「ご請求のわかりやすさ」を実現しています。



「障がい相談サービス」について

2011年10月3日から身体障がいに関するさまざまなご相談にお応えする無料電話相談サービスを展開します。

リハビリテーション専門医 石川 誠 氏 監修のもと、明治安田システム・テクノロジー(株)ウェルネスケア・ネットワーク事業部門の介護事業や介護相談サービス等のノウハウを活かし、治療からリハビリテーション、社会復帰までの身体障がいに関する情報を提供します。

本サービスは、ご契約者さま(※)ご本人と配偶者および2親等以内のご家族がご利用いただけます。

(※) 財形保険・団体定期保険・企業保険のみの加入者や未成年者を除きます。ご利用にあたり、明治安田生命カード番号もしくはご契約の保険証券番号を確認させていただきます。

「障がい相談サービス」における情報提供内容

リハビリテーション施設紹介

障がい者向け
就労支援機関紹介

障がい者向け
サービス紹介

身体障がいに関
する相談

障がい者サポート
・患者会紹介

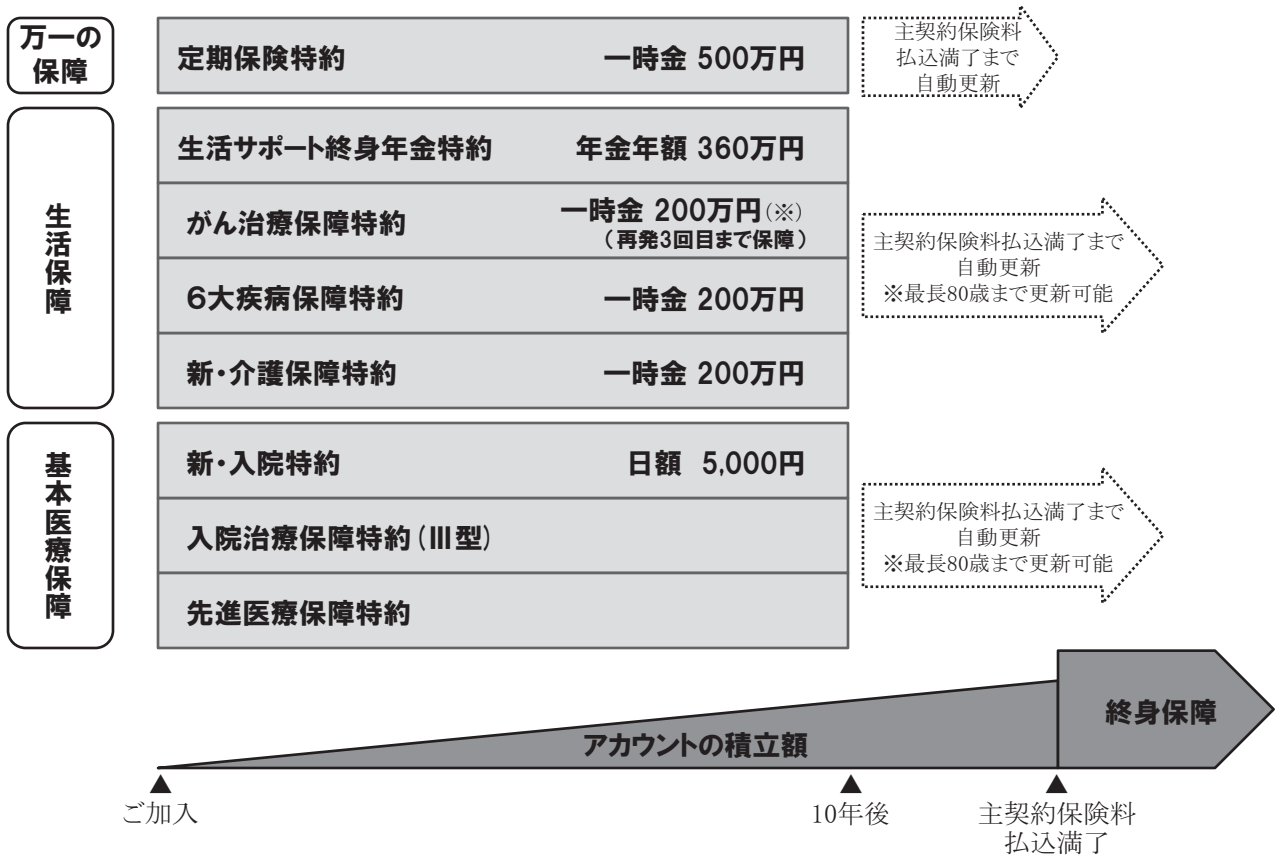
3. ご契約例・保険料例（ライフアカウント L.A. 医療費リンクシリーズ）

（1）ご契約例＜「ご自身の生活保障」重視タイプ＞

契約年齢25・35・45歳／主契約保険料払込期間満了65歳／特約保険期間10年

定期保険特約	死亡保険金額	500万円
生活サポート終身年金特約	年金年額	360万円
がん治療保障特約	特約保険金額	200万円
6大疾病保障特約	特約保険金額	200万円
新・介護保障特約	特約保険金額	200万円
新・入院特約	入院給付金日額	5,000円
入院治療保障特約（Ⅲ型）	—	付加
先進医療保障特約	—	付加

（2）しくみ図



（※）がん保険金の支払事由に該当した後の保険期間中に生存しているとき、5年間にわたり毎年がんケア給付金（がん保険金×10%）をお支払いします

（3）保険料例 月掛・口座振替料率（当初10年間の保険料）

契約年齢	男性	女性
	保険料	保険料
25歳	12,096円	11,951円
35歳	15,812円	16,045円
45歳	24,490円	23,377円

※左記は、アカウントへの積立額を毎月1,000円とした場合の保険料例

保険料率は2011年10月2日現在

<参考>新特約の支払事由

(1) 生活サポート終身年金特約

生活サポート終身年金の支払事由となる日常生活制限状態	1. 身体障害者障害程度等級表の級別1級・2級	肢体不自由もしくは胸部腹部臓器の機能障害のいずれか(注)または障害の種類を問わず複数の障害により身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者障害程度等級の1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けたもの (注)身体障害者障害程度等級表で定める身体上の障害のうち、肢体不自由および胸部腹部臓器の機能障害以外の障害(視覚障害や聴覚障害など)は対象になりません。
	2. 公的介護保険制度の要介護3・4・5	公的介護保険制度に基づき、要介護3、4または5の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたもの
	3. 寝たきり	寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
	4. 認知症	認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
	5. 高度障害	身体障害表の第1級の障害状態に該当したもの
	6. 片側半身の障害	片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの

※日常生活制限状態に該当する前に死亡した場合、年金年額と同額の死亡給付金をお支払いします。

(2) がん治療保障特約

がん保険金の支払事由	1. 生まれてはじめて所定の悪性新生物と診断確定されたとき 2. 直前に支払われたがん保険金について「お支払いする場合」に該当した日から2年を経過した後、新たに所定の悪性新生物と診断確定されたとき
がんケア給付金の支払事由	がん保険金の支払事由に該当した場合で、この特約の保険期間中、がんケア給付金支払対象期間(がん保険金の支払事由発生日の翌日から起算した5年間)中に到来するがん保険金の支払事由発生日の年単位の応当日に、生存しているとき ※最終回(4回目)のがん保険金に対するがんケア給付金のお支払いはありません。

(3) 6大疾病保障特約

6大疾病保険金の支払対象となる疾病と支払事由	1. 急性心筋梗塞	初診日から60日以上労働制限を必要とする状態が継続したとき、または手術を受けたとき
	2. 脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)	初診日から60日以上言語障害・運動失調などの後遺症が継続したとき、または手術を受けたとき
	3. 重度の糖尿病	インスリン療法を180日間継続して受けたとき
	4. 重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	高血圧性網膜症と診断されたとき
	5. 慢性腎不全	永続的な人工透析療法を開始したとき
	6. 肝硬変	肝硬変と診断されたとき

(4) 新・介護保障特約

介護保険金の支払事由	次のいずれかの条件を満たしたとき	
	1. 被保険者が公的介護保険制度に基づき要介護2以上の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたとき 2. 次のいずれかを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①被保険者が歩行障害による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あり、かつ、回復の見込みがないこと ②被保険者が認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あること	

4. その他＜個人保険商品の保険料率について＞

最新のデータに基づいて一部の予定発生率を見直すことなどにより、一部の個人保険商品について保険料率を改定します。

(1) 対象商品

2011年10月2日以降が契約日・更新日となる一部の個人保険商品

(2) 改定後の保険料例

○ライフアカウント L.A.

5頁をご参照ください。

○明日のミカタ

- ・月掛、口座振替料率(当初10年間の保険料)
- ・主契約(入院給付金日額)5,000円、定期保険特約1,950万円、入院治療保障特約(Ⅲ型)、先進医療保障特約を付加した場合

契約年齢／ 主契約払込期間	男性	現行比		
		女性		
30歳／60歳	11,224円	100.3%	11,233円	100.3%
40歳／60歳	16,146円	99.9%	15,734円	99.7%
50歳／60歳	29,534円	99.8%	27,272円	99.5%

○MYどっくプラス(有期型)／男性、才色健美／女性

- ・月掛、口座振替料率(当初10年間の保険料)
- ・基本プラン(60日型)、基準入院給付金日額10,000円

契約年齢／ 保険期間	男性	現行比		
		女性		
40歳／10年	4,190円	101.0%	5,270円	102.3%
50歳／10年	5,560円	100.5%	7,060円	101.6%
60歳／10年	8,930円	98.5%	11,150円	99.7%

※個人定期保険、養老保険、終身保険、個人年金保険等の商品は、保険料率の改定を行ないません。

以上

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。
詳細は本商品発売日以降の「商品パンフレット」等をご覧ください。